

社会福祉施設整備補助事業費(障がい福祉施設)

事業評価個票 (事業実施:平成30年度)				部局名	健康福祉部			
短期アクションプラン	テーマ	テーマ2 いのちと暮らしを守る安全安心な社会の構築						
	施策	施策3 障がい者がいきいきと暮らせる共生社会の実現						
	目的	障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合いながら共に生きる社会の実現に向けた取組みを推進する。						
	目標指標 (R2)	「心のバリアフリー推進員」養成数(累計)		R2年度までに2,000人				
	策定時の実績	282人(H28年度)	現状	798人(H29年度)	主要事業	障がい児(者)のライフステージに応じた総合的な支援体制の整備		
事業名	社会福祉施設整備補助事業費(障がい福祉施設)		担当課・担当	障がい福祉課 障がい福祉支援担当				
事業開始年度	不明		事業終了(予定)年度	未設定				
事業の目的 (目指す姿を3行程度で簡潔に)	社会福祉法人等が行う障がい福祉関連施設の施設整備に対する補助を実施することで、利用者の安全安心の確保及び処遇向上を図るとともに、山形県障がい福祉計画において見込んだ必要な障害福祉サービス等の量を確保し、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようなサービス提供体制の整備を進める。							
事業概要 (5行程度で簡潔に)	社会福祉法人等が行う障がい福祉施設の整備(創設、改築、大規模修繕等)に対して、補助金を交付する。 補助率 3/4(国1/2、県1/4)、法人負担1/4 ※ただし、施設種別・定員数等により補助上限が設定されている。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 上記実施方法とする理由: 国庫補助事業を活用するため							
予算額・決算額 (単位:千円)	費目(予算見積書のグループ名)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	施設整備費補助	60,860	25,822					
	スプリンクラー設備等設置	4,578						
	施設整備補助(国補正予算)	166,565						
	国庫返還金	7,469						
	計	239,472	25,822	0	0	0		
	財源内訳 (単位:千円)	国庫支出金	154,667	17,214				
	繰入金							
	その他特定財源	84,368	6,800					
	一般財源	437	1,808					
	計	239,472	25,822	0	0	0		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	グループホームに対する補助件数	活動実績	件	5	4			
		当初見込み	件	2	2	2	2	2
成果指標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標 (所管部局の分析)		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	グループホームの利用者数 (平成32年度末まで、毎年度2件以上の整備に補助を実施することで、利用者数の増加に寄与する。)	成果実績	人	1,282	集計中			
		目標値	人	1,230	1,270	1,310	1,350	1,390
		達成度	%	104%				
関連事業								

事業目標の考え方(事業目標設定時)

第5期障がい福祉計画(計画期間:H30年度~R2年度)において、令和2年度末までに、145人(平成28年度末の施設利用者の9%)が施設入所から地域生活へ移行することを目標に掲げる予定としている。目標達成のためには、地域に移行した障がい者の受け皿としての住まいの場を整備することが必要となるが、住居の新築や既存住居の改修などには多額の費用を要することから、本事業においては、グループホームの整備を優先的な補助対象のひとつと位置づけ、社会福祉法人等による整備を後押ししている。
以上のことから、地域移行者数145人÷4年=1年あたり36.25人を基に、グループホーム利用者が年間40人増加することを見込み、事業目標とした。

事業所管部局による評価・検証

	項目	評価	評価に関する説明
事業目標の妥当性・達成度	事業の目的は県民や社会のニーズを的確に反映しているか。	A	グループホームの設置は、障がい者が地域において共同して自立した日常生活及び社会生活を営むことができ、第5期障がい福祉計画に掲げる施設入所から地域生活への移行を支援する重要な受け皿であり、優先度が高い事業であるとともに、県が実施すべき事業である。当初見込み及び目標値を超えた成果を挙げており、本事業の実施により地域生活への移行に寄与している。
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	A	
	目標水準は妥当か。	A	
	期待する成果が得られたか。	A	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	A	
事業内容の妥当性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	A	障がい福祉施設の整備については、毎年、相当数の要望がある中、安全安心の確保や地域移行を推進する第5期障がい福祉計画との整合性を勘案し、真に必要なところに国の補助事業を活用して実施している(事業者負担1/4)。補助対象事業の経費については、国から示された交付要綱等を勘案し、事業実施に必要な経費を補助している。
	支出先の選定は妥当か。	A	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	A	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	A	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	A	
類似の事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。	A		
の役割分担	市町村、民間等に委ねることができない事業なのか。	A	国庫補助事業を活用し、県が事業主体(社会福祉法人等)に補助する仕組みであることから、市町村等に委ねることはできない。
今改善の課題等	障がい福祉施設の整備については、毎年、相当数の要望がある中、予算の範囲内で優先順位の高い事業を選定しており、多くの要望に応えられていない状況にある。このため、国に対し県負担分(1/4)の軽減に向けた対応について要望し、グループホーム等、障がい者の方が地域で安心してサービスを受けられる環境の整備に取り組んでいく。		

・事業所管部局による評価にあたっては、以下の4つの選択肢から、1つを選ぶこと。

A: 目標を上回って達成する見込み。期待通りの成果(100%以上)。妥当。

B: 目標を概ね達成する見込み。概ね期待通りの成果(80~99%)。概ね妥当。

C: 改善の余地あり。期待した成果を下回っている(79%以下)。

ー: 該当しない